



佐賀県公報

平成18年
10月3日
(火曜日)
号 外

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

条 例

◎佐賀県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行
条例の一部を改正する条例 (五〇・情報・業務改革課) 二

◎佐賀県消防学校設置条例の一部を改正する条例 (五一・消防防災課) 二

◎佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例 (五二・職員課) 三

◎佐賀県税条例の一部を改正する条例 (五三・税務課) 六

◎中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正
する条例 (五四・") 六

◎佐賀県立学校設置条例の一部を改正する条例 (五五・教育委員会) 八

◎佐賀県における認定こども園の認定基準に関する条例 (五六・こども課) 九

公布された条例のあらまし

◎佐賀県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部
を改正する条例 (条例第五〇号)

1 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の改正に伴い、所要
の改正を行うこととした。(第三条関係)

2 この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部
を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◎佐賀県消防学校設置条例の一部を改正する条例 (条例第五一号)

1 消防組織法の改正に伴い、引用条項を改めることとした。(第一条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◎佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例 (条例第五二号)

1 昭和四八年五月一七日前に退職手当の支給を受けて公庫等職員となり、引
き続き公庫等職員として在職した後、引き続き職員となった者等が退職し
た場合における退職手当の額の計算について、所要の改正を行うこととした。

(附則第一四項、第一七項、第三四項及び第三五項関係)

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◎佐賀県税条例の一部を改正する条例 (条例第五三号)

1 県民税の法人税割の税率の特例措置を平成二四年三月三一日まで延長する
こととした。(附則第一二三条関係)

2 この条例は、平成一九年四月一日から施行することとした。

◎中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
(条例第五四号)

1 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に
関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。(第一条く第三
条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◎佐賀県立学校設置条例の一部を改正する条例 (条例第五五号)

1 佐賀県立うれしの特別支援学校を新たに設置することとした。(別表関係)

2 この条例は、平成一八年一月一日から施行することとした。

◎佐賀県における認定こども園の認定基準に関する条例 (条例第五六号)

1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第三条第一項第四号及び第二項第三号に規定する認定の基準に関し必要な事
項を定めることとした。(第二条く第九条関係)

2 その他所要の事項を定めることとした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

○ 条 例

佐賀県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月三日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第五十号

佐賀県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例

佐賀県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成十五年佐賀県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「署名検証者」を「署名検証者等」に改め、同条第一項中「署名検証者」の下に「又は同条第六項に規定する団体署名検証者」を加える。

附 則

この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十四号）の施行の日から施行する。

参考資料

佐賀県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（署名検証者等に対する情報提供手数料）</p> <p>第三条 法第十七条第四項に規定する署名検証者又は同条第六項に規定する団体署名検証者は、法第十八条第一項の規定による保存期間に係る失効情報の提供（次項第一号及び第三号において「保存期間に係る失効情報の提供」という。）及び同条第二項の規定による保存期間に係る失効情報ファイ</p>	<p>（署名検証者に対する情報提供手数料）</p> <p>第三条 法第十七条第四項に規定する署名検証者は、法第十八条第一項の規定による保存期間に係る失効情報の提供（次項第一号及び第三号において「保存期間に係る失効情報の提供」という。）及び同条第二項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供（次項第二号及び第三号において</p>

<p>ルの提供（次項第二号及び第三号において「保存期間に係る失効情報ファイルの提供」という。）を受けたときは、当該失効情報及び失効情報ファイルの提供に係る手数料（以下「情報提供手数料」という。）を指定認証機関に納付しなければならない。</p> <p>254 略</p>	<p>「保存期間に係る失効情報ファイルの提供」という。）を受けたときは、当該失効情報及び失効情報ファイルの提供に係る手数料（以下「情報提供手数料」という。）を指定認証機関に納付しなければならない。</p> <p>254 略</p>
--	---

佐賀県消防学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月三日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第五十一号

佐賀県消防学校設置条例の一部を改正する条例

佐賀県消防学校設置条例（昭和三十六年佐賀県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条」を「第五十一条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県消防学校設置条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>（設置）</p> <p>第一条 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第五十一条の規定に基づき、消防職員及び消防団員の教育訓練を行なうため、佐賀県消防学校（以下「消防学校」という。）を設置する。</p>	<p>（設置）</p> <p>第一条 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十六条の規定に基づき、消防職員及び消防団員の教育訓練を行なうため、佐賀県消防学校（以下「消防学校」という。）を設置する。</p>

佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月三日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第五十二号

佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年佐賀県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「附則第八項」を「第八項」に、「年五・五パーセントの」を「附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる」に改める。

附則第十七項中「年五・五パーセントの」を「附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる」に改める。

附則第三十三項中「附則第十一項、附則第十五項又は附則第十九項」を「第十一項、第十五項又は第十九項」に、「第三条から第五条まで」を「第二条の三及び第六条の五」に改め、同項の表の附則第三十二項の規定の適用を受ける者の項中「附則第三十二項」を「前項」に改める。

附則第三十四項中「附則第十一項及び附則第十九項又は附則第三十二項」を「第十一項及び第十九項又は第三十二項」に、「第三条から第五条の二までの」を「第二条の三及び第六条の五の」に、「第三条から第五条の二まで及び第六条」を「第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで」に、「附則第八項」を「第八項」に、「附則第十四項」を「第十四項」に、「年五・五パーセントの」を「附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる」に改める。

附則第三十五項中「附則第十九項又は附則第三十二項」を「第十九項又は第三十二項」に、「第三条から第五条の二までの」を「第二条の三及び第六条の五の」に、「第三条から第五条の二まで及び第六条」を「第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで」に、「附則第八項」を「第八項」に、「附則第十六項」を「第十六項」に、「附則第七項」を「第七項」に、「年五・五パーセントの」を「附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる」に改める。

附則の次に次の附則別表を加える。

附則別表

平成十三年三月三十一日以前	年五・五パーセント
平成十三年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	年四・〇パーセント
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	年一・六パーセント
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	年二・三パーセント
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	年二・六パーセント
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	年三・〇パーセント
平成二十一年四月一日以後	年三・二パーセント

附則 この条例は、公布の日から施行する。

参考資料
佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>15・16 略</p> <p>附則 13 略</p> <p>14 附則第九項に規定する者又は附則第十一項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第二条の三及び第六条の五の規定による退職手当の額は、新条例第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで、条例第六十二号附則第六項並びにこの条例附則第五項から第八項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第六十二号附則第六項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 その者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続きいた在職期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。以下この号において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算して得た利息に相当する金額を合計した額</p>	<p>15・16 略</p> <p>附則 13 略</p> <p>14 附則第九項に規定する者又は附則第十一項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第二条の三及び第六条の五の規定による退職手当の額は、新条例第二条の三から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで、条例第六十二号附則第六項並びにこの条例附則第五項から附則第八項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第六十二号附則第六項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 その者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続きいた在職期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。以下この号において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年五・五パーセントの利率で複利計算の方法により計算して得た利息に相当する金額を合計した額</p>

<p>17 新条例附則第十六項及びこの条例附則第九項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、新条例附則第十六項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続きいた在職期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額とする。</p> <p>18 略</p> <p>18 略</p> <p>33 附則第九項、第十一項、第十五項又は第十九項から前項までの規定（以下「勤続期間に関する特例規定」という。）の適用を受ける者のうち次の表の上欄に掲げる者（同表のそれぞれの項に掲げる規定以外の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）及び附則第二十四項の規定の適用を受ける者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第二条の三及び第六条の五の規定による退職手当の額については、この条例附則第十四項の規定を準用する。この場合において、附則第十四項第二号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>17 新条例附則第十六項及びこの条例附則第九項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、新条例附則第十六項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続きいた在職期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年五・五パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額とする。</p> <p>18 略</p> <p>18 略</p> <p>33 附則第九項、附則第十一項、附則第十五項又は附則第十九項から前項までの規定（以下「勤続期間に関する特例規定」という。）の適用を受ける者のうち次の表の上欄に掲げる者（同表のそれぞれの項に掲げる規定以外の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）及び附則第二十四項の規定の適用を受ける者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第三条から第五条までの規定による退職手当の額については、この条例附則第十四項の規定を準用する。この場合において、附則第十四項第二号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
--	--

平成十八年三月三十一日まで	セント
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	年二・三パーセント
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	年一・六パーセント
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	年三・〇パーセント
平成二十一年四月一日以後	年三・二パーセント

佐賀県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月三日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第五十三号

佐賀県条例の一部を改正する条例

佐賀県条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	附 則	（県民税の法人税割の税率の特例） 第十三条 平成四年四月一日から平成二十四
改正前	附 則	（県民税の法人税割の税率の特例） 第十三条 平成四年四月一日から平成十九年

年三月三十一日までの間に終了する各事業年度分の法人税割及び同期間内における解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人税額に係る法人税割（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人税割を含む。次条において同じ。）並びに法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託（以下「特定信託」という。）の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間に終了する各計算期間の所得に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第四十条の規定にかかわらず、百分の五・八とする。

三月三十一日までの間に終了する各事業年度分の法人税割及び同期間内における解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人税額に係る法人税割（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人税割を含む。次条において同じ。）並びに法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託（以下「特定信託」という。）の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間に終了する各計算期間の所得に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第四十条の規定にかかわらず、百分の五・八とする。

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月三日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第五十四号

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例（平成十一年佐賀県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「において、市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的な推進を図るため、認定特定事業計画又は認定中小小売商業高度化事業計画」を「に

における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改める。

第二条第一号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」を「中心市街地の活性化に関する法律」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「認定中小小売商業高度化事業計画」を「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に、「第二十条第一項」を「第四十条第一項」に、「中小小売商業高度化事業計画」を「特定民間中心市街地活性化事業計画」に、「第二十一条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条第二号とし、同条第四号中「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第三十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」を「中心市街地の活性化に関する法律第四十八条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」に改め、同条第三号とする。

第三条中「第六条第一項」を「第九条第十項」に、「基本計画を同条第六項の規定により公表した日(当該公表)」を「認定基本計画の公表をした日(当該公表)」に、「認定特定事業計画又は認定中小小売商業高度化事業計画」を「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、認定特定民間</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、中心市街地において、市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的な推進を図るため、認定特定事業計画</p>

中心市街地活性化事業計画に係る特定商業基盤施設を設置した者に対し、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第二項の規定により県税の不均一の課税をすることに關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中心市街地 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)以下「法」という。第二条に規定する中心市街地をいう。

又は認定中小小売商業高度化事業計画に係る特定商業基盤施設を設置した者に対し、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第二項の規定により県税の不均一の課税をすることに關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中心市街地 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)以下「法」という。第二条に規定する中心市街地をいう。
- 二 認定特定事業計画 法第十六条第一項に規定する特定事業計画で同条第四項の認定を受けたもの(法第十七条第一項の規定により変更の認定を受けたときは、その変更後のもの)をいう。
- 三 認定中小小売商業高度化事業計画 法第二十条第一項に規定する中小小売商業高度化事業計画で同条第四項の認定を受けたもの(法第二十一条第一項の規定により変更の認定を受けたときは、その変更後のもの)をいう。
- 四 特定商業基盤施設 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第三十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成十一年自治省令第九号)以下「省令」という。

- 二 認定特定民間中心市街地活性化事業計画 法第四十条第一項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画で同条第四項の認定を受けたもの(法第四十一条第一項の規定により変更の認定を受けたときは、その変更後のもの)をいう。
- 三 特定商業基盤施設 中心市街地の活性化に関する法律第四十八条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成十一年自治省令第九号)以下「省令」という。第二条第一項に規定する商業基盤施設をいう。

- 二 認定特定民間中心市街地活性化事業計画 法第四十条第一項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画で同条第四項の認定を受けたもの(法第四十一条第一項の規定により変更の認定を受けたときは、その変更後のもの)をいう。
- 三 認定中小小売商業高度化事業計画 法第二十条第一項に規定する中小小売商業高度化事業計画で同条第四項の認定を受けたもの(法第二十一条第一項の規定により変更の認定を受けたときは、その変更後のもの)をいう。
- 四 特定商業基盤施設 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第三十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成十一年自治省令第九号)以下「省令」という。

(県税の不均一課税)

第三条 市町が法第九条第十項に規定する認定基本計画の公表をした日(当該公表をした日が平成二十年三月三十一日以前であるものに限る。以下「公表日」という。)から起算して三年内に当該市町の区域内の中心市街地において認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る特定商業基盤施設を設置した者(以下「特定商業基盤施設設置者」という。)について、当該設置した特定商業基盤施設の用に供する家屋(当該特定商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、省令第二条第一項第一号に規定する事務所等(以下「事務所等」という。)に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、佐賀県税条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号。以下「県税条例」という。)第五十八条の規定にかかわらず、百分の〇・四とする。

2 略

(県税の不均一課税)

第三条 市町が法第六条第一項に規定する基本計画を同条第六項の規定により公表した日(当該公表した日が平成二十年三月三十一日以前であるものに限る。以下「公表日」という。)から起算して三年内に当該市町の区域内の中心市街地において認定特定事業計画又は認定中小小売商業高度化事業計画に係る特定商業基盤施設を設置した者(以下「特定商業基盤施設設置者」という。)について、当該設置した特定商業基盤施設の用に供する家屋(当該特定商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、省令第二条第一項第一号に規定する事務所等(以下「事務所等」という。)に係るものを除く。)又はその敷地である土地の取得(公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、佐賀県税条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号。以下「県税条例」という。)第五十八条の規定にかかわらず、百分の〇・四とする。

2 略

佐賀県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月三日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第五十五号

佐賀県立学校設置条例の一部を改正する条例

佐賀県立学校設置条例(昭和三十九年佐賀県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表中

佐賀県立伊万里養護学校

伊万里市

を

佐賀県立伊万里養護学校

伊万里市

に改める。

佐賀県立うれしの特別支援学校

嬉野市

附 則

この条例は、平成十八年十二月一日から施行する。

参考資料

佐賀県立学校設置条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後

改 正 前

別表 (第3条関係)

県立学校の名称	位 置
略	略
佐賀県立伊万里養護学校	伊 万 里 市
佐賀県立うれしの特別支援学校	嬉 野 市
略	略

別表 (第3条関係)

県立学校の名称	位 置
略	略
佐賀県立伊万里養護学校	伊 万 里 市
略	略

佐賀県における認定こども園の認定基準に関する条例をここに公布する。

平成十八年十月三日

佐賀県知事 古 川 康

●佐賀県条例第五十六号

佐賀県における認定こども園の認定基準に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第三十条第一項第四号及び第二項第三号に規定する認定の基準（以下「認定基準」という。）について定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 認定こども園 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園及び幼保連携型認定こども園をいう。

二 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当するものをいう。

イ 幼稚園であつて、法第三条第一項の認定を受けたもの

ロ 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。）であつて、法第三条第二項の認定を受けたもの

三 保育所型認定こども園 保育所であつて、法第三条第一項の認定を受けたものをいう。

四 地方裁量型認定こども園 認可外保育施設であつて、法第三条第一項の認定を受けたものをいう。

五 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所であつて、法第三条第二項

の認定を受けたものをいう。

(職員の配置)

第三条 認定基準のうち職員の配置に関する基準は、次のとおりとする。

一 認定こども園の長一人を置くこと。

二 次の表の上欄に掲げる保育する子どもの区分に応じ、同表の下欄に掲げる数の保育に従事する者を置くこと。ただし、常時二人を下回つてはならない。

満一歳に満たない子ども	おおむね三人につき一人以上
満一歳以上満三歳に満たない子ども	おおむね六人につき一人以上
満三歳以上満四歳に満たない子ども	おおむね二十人につき一人以上
満四歳以上の子ども	おおむね三十人につき一人以上

2 前項第二号本文の規定にかかわらず、満三歳以上の子ども（構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第十四条第一項の規定により幼稚園に入園している者（以下「特例入園児」という。）を含む。）について、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う場合には、保育に従事する者の数を、おおむね三十五人につき一人以上とすることができる。この場合においては、当該子どもによる学級を編制するとともに、学級を担当する職員（以下「学級担任」という。）を各学級ごとに一人以上置かなければならない。

(職員の資格)

第四条 認定基準のうち職員の資格に関する基準は、次のとおりとする。

一 前条第一項第一号の認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支

援を提供する機能を総合的に発揮させるような管理・運営能力を有すると認められる者であること。

二 前条第一項第二号の保育に従事する者のうち満三歳に満たない子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者であること。

三 前条第一項第二号の保育に従事する者のうち満三歳以上の子どもの保育に従事する者及び前条第二項の保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有することを原則とし、これらの資格を併有しない場合にあつては、そのいずれかを有する者であること。

四 学級担任は、幼稚園の教員の免許状を有する者であること。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、幼稚園の教員の免許状を有する者を学級担任とすることが困難であるときは、保育士の資格を有する者を学級担任とすることができる。

(施設及び設備等)

第五条 認定基準のうち施設及び設備等に関する基準は、次のとおりとする。

一 幼稚園型認定こども園（第二条第二号ロに規定するものに限る。）及び幼保連携型認定こども園にあつては、それぞれの用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内に存することを原則とし、同一の敷地内又は隣接する敷地内に存しない場合にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

ロ 子どもの移動時の安全が確保されていること。

二 認定こども園の園舎の面積（満三歳に満たない子ども（特例入園児を除く。）の保育を行う場合にあつては、満二歳以上満三歳に満たない子ども（特例入園児を除く。）の保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設及び設備の面積並びに満二歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、

ほふく室その他の施設及び設備の面積を除く。以下同じ。）が、次の表の

上欄に掲げる学級数に応じ、同表の下欄に掲げる面積以上であること。ただし、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園又は幼保連携型認定こども園の認定を受ける場合であつて、第四号本文（満二歳に満たない子どもの保育を行う場合には第四号本文及び第八号）に規定する面積を満たすときは、この限りでない。

一学級	百八十平方メートル
二学級以上	百平方メートルに学級数から二を減じた数を乗じて得た面積に、三百二十平方メートルを加えた面積

三 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室が設置されていること。

四 前号の保育室又は遊戯室の面積は、一・九八平方メートルに満二歳以上の子どもの数を乗じて得た面積以上であること。ただし、満三歳以上の子どもに係る保育室又は遊戯室の面積については、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園又は幼保連携型認定こども園の認定を受ける場合であつて、当該認定こども園の園舎の面積が第二号本文に規定する面積を満たすときは、この限りでない。

五 第三号の屋外遊戯場の面積は、幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合はイに規定する面積以上、保育所型認定こども園の認定を受ける場合はロに規定する面積以上、地方裁量型認定こども園又は幼保連携型認定こども園の認定を受ける場合はイ又はロに規定する面積以上であること。

イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、同表の下欄に掲げる面積に、満二歳以上満三歳に満たない子ども（特例入園児を除く。）に係るロの面積を加えた面積以上であること。

二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じた数を乗じて得た面積に、三百三十平方メートルを加えた面積
-------	--

三学級以上

八十平方メートルに学級数から三を減じた数を乗じて得た面積に、四百平方メートルを加えた面積

ロ 三・三平方メートルに満二歳以上の子どもの数を乗じて得た面積

六 保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園又は幼保連携型認定こども園にあつては、次に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある遊戯場を屋外遊戯場とすることができる。

イ 子どもが安全に利用できること。

ロ 利用時間を日常的に確保できること。

ハ 教育及び保育を適切に行うために支障がないこと。

二 前号に規定する面積以上であること。

七 幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園又は幼保連携型認定こども園にあつては、次に掲げる要件を満たす場合には、第三号の規定にかかわらず、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えることにより、当該認定こども園の満三歳以上の子ども(特列入園児を含む。)に対する食事の提供を、当該認定こども園の敷地外で調理し、搬入する方法により行うことができる。

イ 子どもに対する食事の提供の責任を負う認定こども園が衛生面、栄養面等について業務上必要な注意を果たすため、体制を整備するとともに、委託契約において必要な事項を定めていること。

ロ 献立等について栄養士による指導を受けられること。

ハ 調理業務を適切に遂行できる能力を有する者を受託業者としてしていること。

二 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の確保等、食事の内容、回数及び時機について、適切に対応することができること。

ホ 第九条第三号に規定する食育推進計画に基づいた食事を提供するための体制を整えていること。

ヘ 特列入園児の体調に応じた食事を提供するための栄養士による相談体制の確保その他の規則で定める要件を満たしていること。

八 第三号に掲げる施設のほか、満二歳に満たない子どもの保育を行う場合には、乳児室又はほふく室を設けていること。この場合において、乳児室の面積は一・六五平方メートルに満二歳に満たない子どもの数を乗じて得た面積以上、ほふく室の面積は三・三平方メートルに満二歳に満たない子どもの数を乗じて得た面積以上でなければならない。

(教育及び保育の内容)

第六条 認定基準のうち教育及び保育の内容に関する基準は、規則で定める幼稚園教育に関する指針及び保育所保育に関する指針に基づいた指導計画を定めていることとする。

(保育者の資質向上等)

第七条 認定基準のうち保育者の資質向上等に関する基準は、子育て支援事業等に対応するための研修計画の策定、研修の機会を確保するための勤務体制の配慮等子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上等を図るための必要な措置が講じられていることとする。

(子育て支援事業)

第八条 認定基準のうち子育て支援事業に関する基準は、子育て支援事業の実施計画を定めていることとする。

(管理運営等)

第九条 認定基準のうち管理運営等に関する基準は、次のとおりとする。

一 保育に欠ける子どもに対する保育時間は、一日につき八時間を原則とし、保護者の勤務時間その他の家庭の状況等を考慮して定めていること。

二 認定こども園の開園日数及び開園時間を、保育に欠ける子どもに係る保

護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めていること。

三 食育を推進するために、規則で定める食育推進計画を策定するとともに、食育推進担当者を設置していること。

四 保護者が当該認定子ども園を適切に評価できるよう情報を開示していること。

五 子どもの健康及び安全を確保し、並びに事故等が発生した場合の補償を行うための体制を整えていること。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年十月三日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷



R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています